

令和6年度第7回岐阜県事業評価監視委員会 議事要旨

1. 日時：令和7年2月12日（水）10：00～12：10

2. 場所：岐阜県議会棟2階 第2会議室①

3. 出席委員

岐阜大学 教授	篠田 成郎 委員長
岐阜大学 教授	沢田 和秀 副委員長
岐阜大学 教授	三井 栄
岐阜県弁護士会 弁護士	池田 紀子
岐阜商工会議所 副会頭	井手口 哲朗
岐阜県農業協同組合中央会 専務理事	川村 規明生
岐阜県森林組合連合会 常務理事	神原 和義
一般財団法人 岐阜県地域女性団体協議会 副会長	河野 美佐子
岐阜県商工会女性部連合会 副会長	長沼 恵子
公募 団体職員	波能 寿子
公募 無職	藤寄 眞起
公募 会社員	堀 朱実

4. 議事要旨署名委員の指名

委員長が議事要旨署名委員に井手口委員、河野委員、沢田副委員長を指名。

5. 議事

（1）事後評価実施箇所の説明及び審議について

- 1) 県営水質保全対策事業「羽島地区」
- 2) 県営広域農道整備事業「飛騨東部地区」
- 3) 道路改築事業「(一) 上野関線 大矢田工区」

（2）社会資本総合整備計画評価の説明及び審議について

- 4) 災害の防止及び良好な景観形成等に資する無電柱化の推進（道路分野）（防災・安全）
- 5) 拠点性の高い、にぎわいあふれるまちづくり
- 6) 岐阜県における循環のみの実現（防災・安全）

6. 議事要旨

(1) 事後評価実施箇所の説明及び審議について

1) 県営水質保全対策事業[事業主体 岐阜県]

「羽島地区」

説明者：農地整備課 岡山農地防災対策室長

【審 議】

長沼委員	資料 P13 の上段、整備前と整備後の写真について、同じ場所で撮影したもので説明してもらえると分かりやすいと思うが。
説明者	全く同じ場所の写真ではないが、開水路にパイプラインを敷設した箇所であり、整備内容は同じである。
沢田副委員長	資料 P16 の上段、水路が整備されたことで、なぜ集積率が上がり、担い手が増加するのかが不明である。
説明者	農業の施策として、効率化のために集積率を上げることと、担い手の増加がある。今回の事業で水質が改善され、農地としての条件がよくなったことが、直接の原因ではないかもしれないが、集積率を上げることと、担い手を増加させることの一助となっているとの考えである。
沢田副委員長	全体として農業振興に寄与したとの捉え方でよいのか。
説明者	そのとおりである。
波能委員	都市近郊の農地では転落事故が増えていると思うため、今後も積極的に進めていただきたいと考えるが、他の地区での計画はあるか。
説明者	県として本事業の具体的な計画はない。
河野委員	以前、地元で転落事故があったため、行政に蓋をして欲しいと要望をしたことがあった。その際に、蓋をしてもよい水路とそうではない水路があり、要望した箇所は蓋をすることは出来ないと回答があった。蓋が出来るか出来ないかを判断する基準はなにかあるのか。
説明者	本事業の場合は、元々、用水路の更新時期が迫っていた。また、宅地化等により水質が低下していた。そのため、パイプライン化したもの。要望された箇所の個別の事情は分からないが、それぞれの箇所で判断していると思われる。
河野委員	取水口が設置されている川が増水した場合は、どのような対応をするのか。
説明者	犬山頭首工で決まった量を取水しているため、増水した場合も水を取りすぎる構造にはなっていない。
川村委員	資料 P14 の上段に水質の改善に関してデータが 2 項目示されているが、指標としては示された 2 項目だけなのか。 また、この 2 項目が改善されることで、どのような効果があるのか。
説明者	2 項目の他にも指標となる項目はあるが、事業箇所で国の基準を満たし

	ていなかった項目が、「T-N」と「COD」の2項目であった。 農業試験場のこれまでの試験結果では、「T-N」の値が1ppm以下になると収量への影響がなく、1ppmを超えると過繁茂となり収量が落ちることになるとのこと。 また、「COD」の値が5.6ppm以下であれば被害が無いとのことであった。
藤寄委員	この事業は、農家の負担はないか。
説明者	この事業については、農家の負担はない。
篠田委員長	この事業と言われたが、農家の負担のある事業もあるか。
説明者	老朽化対策の事業では農家の負担がある場合もある。本事業は水質の改善を目的としているので、農家の負担はない。
篠田委員長	水質が悪くなったのは、地域の生活雑排水が流入したためであるので、市の問題と考えるが、この事業を県で実施しているのはなぜか。 また、市の負担はどのようになっているか。
説明者	受益が複数の市町を跨いでいるため、国と県で一体的に事業を実施したものである。市には受益割りで負担いただいている。
篠田委員長	資料P13の上段、整備中の写真であるが、ボックスカルバートのように箱を作って蓋をしているのか、それとも完全に埋め戻しをしているのか。
説明者	埋め戻しを行っている。
篠田委員長	ボックスのままとしないのはなぜか。メンテナンスのことを考えると埋め戻しを行わないほうが良いのではないか。
説明者	管理道や親水区域として利用するためである。
篠田委員長	蓋をしても管理道や親水区域として活用できるのではないか。メンテナンスを考慮すると空間を残すべきではないか。
説明者	メンテナンスについては、点検することの出来る箇所を作って対応している。
篠田委員長	メンテナンスを考慮すれば、埋め戻しを行わなくてもよかった箇所があるかもしれない。
沢田副委員長	資料の上では維持管理費が大幅に下がったことになっているが、埋め戻しをおこなったため、メンテナンスが必要となった際は、非常にコストがかかることとなる。維持管理費のことを十分に考えた上で事業を進めていただきたい。
篠田委員長	用水の利用は主に水稻栽培であると考えるが、農家の担い手数の増加について、従来から水稻栽培が行われている地域であれば、事業との因果関係が分かるが、説明いただいていないのでよくわからない。
説明者	羽島地区は事業をおこなう前から、農家の大部分が水稻栽培を行っている地域であった。
篠田委員長	元々水稻栽培の盛んであった地域で水質改善が行われ、条件が良くなった。そのため、担い手の増加につながったということか。

説明者	そのとおりである。
-----	-----------

【審議結果】事業主体の対応方針（案）を了承する。

2) 県営広域農道整備事業[事業主体 岐阜県]

「飛騨東部地区」

説明者：農地整備課 近澤技術指導監

【審 議】

沢田副委員長	資料 P21 の上段の資料に「スピードが出せない」・「走行速度 UP」と記載があるが、スピードが出せたらよいのか？ということになるので、記載方法に注意したほうが良いと考える。 また、輸送回数であるが、軽トラックから 2t トラックに変われば、輸送回数が減るのは当たり前の話で、比べてはいけないものを比べていると考える。
説明者	輸送手段を大型化することで、往復の回数が減ったことを表現したかったものである。
沢田副委員長	書きすぎと考える。
篠田委員長	道幅が広がったことで、1 度に輸送できる量が増えた。そのため効率が良くなったということではどうか。
説明者	そのとおりである。表現を修正する。
篠田委員長	軽トラックの場合は 1 度で何 t、2t トラックの場合は何 t の輸送が可能のため、全体を運ぶにはそれぞれ何往復が必要との記載でどうか。 輸送時間についても、平均時速を記載することでどうか。
波能委員	飛騨東部地域広域営農団地管理運営協議会での協議はいつから始まったのか。
説明者	昭和 63 年からである。
篠田委員長	対応方針（案）であるが、アンケートでスピードの出しすぎを懸念する意見があるにも関わらず、改善措置の必要性は「現段階では必要なし」と記載している。改善措置は必要ではないか。
説明者	道路幅員が広がったことにより、スピードが増すのは避けようのないことと考える。安全対策として、ガードレールや安全標識の設置を進めていく必要があると考える。新規事業では市町村や警察と相談してフォローしていく。
篠田委員長	この事業の改善措置ではないとの考えか。 本事業は道路事業のため、道路管理者等と協議し、安全な走行を確保出来るようにすることは必要な改善措置と考えるがどうか。
説明者	必要な改善措置として記載する。具体的には道路は既に高山市に移管しているので、アンケート結果や委員会での意見を市に伝えることで、安全に配慮していく。
神原委員	受益面積 3, 841 ha は何の面積か。

説明者	農地の面積である。
川村委員	飛騨エアパーク（農道空港）との関連はあるか。
説明者	農道空港との関連事業ではない。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）を了承する。

ただし、資料を一部修正すること。

3) 道路改築事業[事業主体 岐阜県]

「(一) 上野関線 大矢田工区」

説明者：道路建設課 荻田課長

【審 議】

川村委員	交通量は、整備前と整備後でどの程度の変化があったか。
説明者	整備前の交通量は3,000台/日である。整備後の調査は行っていないが、計画交通量は4,100台/日としている。
川村委員	4,100台/日は目標ということか。
説明者	道路設計のために将来の自動車交通量を推計したものであり、目標値ではない。
川村委員	検証する必要があるか。
説明者	交通量調査を5年ごとに実施しているので、その機会に確認を行う。
川村委員	次回の調査は何時か。
説明者	来年度の予定である。
川村委員	事後評価には必要ないということによいか。
説明者	交通量調査の結果をもって改めて、事後評価を行うものではない。本事業は、交通量の増加を目的としたものではなく、災害時のネットワークの確保や高速道路へのアクセス向上等を目的とした事業である。
川村委員	高速道路へのアクセス向上を目的としているのなら、交通量も評価の対象とするべきではないか。
説明者	渋滞対策等の事業ではないので、整備後の交通量により評価を行っているわけではない。
篠田委員長	あくまでも交通量を増やすことを目的にした事業ではなく、現在の交通量を安全に通行させることが出来、災害時にも利用できることが担保されることがこの事業の目的である。そのため、交通量に関しては、定期的に行う調査で確認はするが、事後評価のために交通量調査を実施し評価しているわけではないということによいか。
説明者	そのとおりである。
川村委員	歩道を設けているが、利用者はいるか。
説明者	高校生が通学で利用していると伺っている。
川村委員	高校生の利用を想定しての幅員ということか。
篠田委員長	高校生はほとんどが自転車で通行していると認識している。歩道を自転

	車での通行を可能にするなどの対応をしないと、高校生の安全に配慮しておらず、質問への回答にならない。そのあたりを説明いただきたい。
篠田委員長	一時保留とし、次の審議に進みます。
審議再開	
説明者	歩道の設置の考え方であるが、道路設計要領で歩行者の数だけではなく、地元地域の意見を聴くなどの記載がある。本事業においては、計画区間の北と南に集落があり、北側の集落から南側の集落の商店に徒歩で買い物に行くとのニーズを聞いていた。また、場合によっては自転車が歩道を利用するケースもあるということで、歩道を設置する計画としたものである。整備箇所の前後においても歩道が整備済みで、導線を繋げることで歩行者の安全を確保することとした。整備後の地元へのアンケートで、主な交通手段を聞いたところ、「徒歩」との回答もあった。一方で、自転車の通行は車道を通行することとなるが、4.9mの幅員が1.6mほど拡張した。また、特に危険を感じる場合は、自転車で歩道を通行することも道路交通法上は可能であるため、自転車の安全性が確保されたと考えている。現時点では、自転車の通行についてご意見はいただいていないが、今後、ご意見をいただいたら、公安委員会と協議を行い、検討したいと考えている。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）を了承する。

（２）社会資本総合整備計画評価の説明及び審議について

４）災害の防止及び良好な景観形成等に資する無電柱化の推進（道路分野）（防災・安全）

〔事業主体 岐阜県〕

説明者：道路維持課 所課長

【審 議】

神原委員	各箇所での延長に対する事業費が異なるのはなぜか。
説明者	各事業の目的に応じて延長や事業費が異なる。例えば、岐阜美山線は道路拡張を含めた延長や事業費のため大きくなっており、関ヶ原停車場線は電線の地中化のみのため延長が短く、安価となっている。
篠田委員長	災害には地震や水害等が想定され、電柱倒壊を防止する観点で地震には地中化が有効であるが、地中化された施設は水害による浸水対策は講じられているか。
説明者	大雨により道路が冠水した場合でも、停電が発生することのないよう防水対策をしている。
井手口委員	無電柱化事業は、費用対効果が算出できるのか。
説明者	無電柱化事業に限定した費用対効果の算出方法は定められていない。
沢田副委員長	事業箇所はどのように決定しているのか。
説明者	無電柱化を効率的に進めるため、改修工事等にあわせて実施することが

	多い。例えば、関ヶ原停車場線は関ヶ原古戦場記念館の整備にあわせて、無電柱化を実施している。
川村委員	今後の事業箇所は今回の委員会の審議対象ではないか。
事務局	社会資本総合整備計画の事後評価は、5年程度を期間とした整備計画を対象として今後の方針を審議するものであり、今後の事業箇所を審議するものではない。

【審議結果】計画策定主体の今後の対応方針（案）を了承する。

5) 拠点性の高い、にぎわいあふれるまちづくり[事業主体 岐阜県]

説明者：都市整備課 杉江課長

【審 議】

波能委員	計画の成果目標の実現状況の中で、「歩行者空間の確保を図る」との記載があるが、この歩道は自転車の通行は出来ないのか。
説明者	幅員3.5m以上の自転車歩行者道であれば、自転車と歩行者の両方が通行することが出来る。歩道の幅員については、各都市計画道路によって異なり、各市町が、交通量等により幅員を決めており、それに合わせて整備している。
篠田委員長	平成31年から令和5年までの5年間で、事業費74億円の計画であるが、12事業のうち完了したのは4事業で、1事業が一部完了でよいのか。
説明者	5年間では、4事業のみの完了に留まったが、1年遅れで3事業が完了し、事業効果は発現しており、事業としては前に進んでいる。
篠田委員長	今後の方針（案）に、事業の遅れはあるが、事業効果が発現していることを記載する必要があるのではないか。
沢田副委員長	補償の問題で、事業が遅れたとのことであったが、全体計画は見直さずに進めるものか。
説明者	完了していない事業は、次期計画に位置づけ、引き続き事業を継続して実施している。
沢田副委員長	今後の方針（案）に、より具体的に記載したほうが良い。
説明者	記載を修正する。

【審議結果】計画策定主体の今後の対応方針（案）を了承する。

ただし、資料を一部修正すること。

6) 岐阜県における循環のみの実現（防災・安全）[事業主体 岐阜県]

説明者：下水道課 浅原技術課長補佐兼係長

【審 議】

川村委員	何を評価したらよいのか分からない。
説明者	交付金を利用して計画の改定を行ったものであるが、改定に際して適切なプロセスを踏んでいることで、事業として妥当であったということを確

	認いただきたい。
川村委員	流総計画改定の方針の通りに事業を行ったことを確認するということか。
説明者	そのとおりである。事業としては適切に完了したため、今後は、改定した計画に基づいて、市町村と事業を進めていくということである。
篠田委員長	つまり、社会資本整備総合交付金を利用して、様々な調査等をし、適正に改定がされているということについて皆さんに判断いただくということ。
長沼委員	大野町の計画廃止とはどういうものか。
説明者	大野町はこれまで浄化槽による処理に力をいれており、整備も進んでいる。そのため、この先も浄化槽による処理を進めることとし、下水による処理は行わないということである。
長沼委員	国からは、浄化槽から下水道へ変更するよう指導しているものなのか。
説明者	国からは、地域ごとに適切な方法で処理するように指導を受けており、下水での処理を進められているわけではない。
篠田委員長	高度経済成長期は、人口も増えていくので、とにかく下水道を整備して汚水の総量を減らさないと栄養塩類が増加し、富栄養化などの問題が発生すると考え、下水道の整備を推進してきた。ところが人口は減少し、産業では水を循環利用するようになり、農業においても気を遣うようになった。そのため、伊勢湾では栄養塩類が不足し、魚が育たなくなった。しかしながら、汚水をより多く流すと長良川や中小河川の水質は悪化するというジレンマが生まれる。 そこで、都市部からの大量の汚水は下水施設で処理し、中山間部から個別に発生する汚水についてはその場で処理して自然浄化するなど、地域にあわせて処理方法を組合せながら汚水処理をするのが適切であるという考え方となり、改定が必要となった。その手順について、問題なかったかを確認いただいている。
河野委員	マイクロプラスチックが問題となっているが、関連はないのか。
説明者	下水は主に、台所、お風呂、トイレから発生する汚水を対象として処理しているが、汚水と一緒に流れてくる有害物質については、水質基準以下になるようには処理している。
篠田委員長	マイクロプラスチックなどの微細な粒子や、抗生物質などの化学物質は下水に含まれているが、そのすべてが規制の対象となっているわけではなく、そこまでを含んだ流総計画になっているわけではない。環境基準などで定められた、特に富栄養化に関係するプランクトンを増殖させる影響のあるところをきちんとコントロールしようとしているのが流総計画の考え方となっており、微量な化学物質等については別の規制や対応になると理解いただくとよい。
沢田副委員長	下水施設で処理する場合と浄化槽で処理する場合で、処理のレベルが違

	うことを資料に記載したほうが良いと思うがいかがか。
説明者	了解した。資料 6 頁下段に追記する。

【審議結果】計画策定主体の今後の対応方針（案）を了承する。
ただし、資料を一部修正すること。

(以上)